

大規模小売店舗立地法「指針」の概要

1 趣 旨

設置者：求められる責任の範囲を示すもの

都道府県：法律運用に当たっての判断の基準

2 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

- (1) 立地予定地点の周辺の状況やまちづくりに関する情報収集、周辺の地域の生活環境への影響について予め十分な調査・予測を行い、適切な対応を行うことの必要性。
- (2) 地域住民等への適切な説明（地域住民等の理解が十分に得られるような説明をするよう努める）
- (3) 都道府県の意見に対する誠意ある対応
- (4) 誠実で実効ある対応策の実施
- (5) 開店後（施設変更後）における適切な対応

3 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項

- (1) 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

ア 駐車需要の充足等交通に係る事項

配慮すべき事項	予測・勘案事項	主な配慮内容
(7) 駐車場の必要台数の確保	・ 必要駐車台数の算出 （算定式あり）	・ 必要駐車台数の確保
(4) 駐車場の位置及び構造等		
a 効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置	・ 来客自動車の方面別台数予測 ・ 交通整理員の配置状況 ・ 経路の設定状況等 ・ 来客自動車台数（ピーク 1 時間あたり） ・ 入庫処理能力の算定	・ 公道上への入庫待ち渋滞最小化のための出入口の位置・数の設置 ・ 形式の選択（平面自走式、垂直循環方式等） ・ 原則左折による出入口設置 ・ 入庫車、出庫車、自転車、歩行者の動線分離 ・ 排ガスへの配慮 ・ 近隣居住者への騒音の配慮
b 駐車待ちスペースの確保	・ 来客自動車台数（単位時間当たり） ・ 入庫処理可能台数（単位時間当たり）	・ 駐車待ちスペースの確保
c 駐車場の分散確保	・ 駐車待ち行列の長さ・継続時間 ・ 交通容量低下による渋滞発生見込み	・ 複数駐車場の設置（借上げ、公共駐車場の利用を含む）
d 駐車場出入口における交通整理	・ ピーク時の来客自動車台数の予測	・ 交通整理員の配置

配慮すべき事項	予測・勘案事項	主な配慮内容
(ウ)駐輪場の確保等 (自転車・自動二輪)	・来客自転車台数(ピーク1時間当たり)	・必要駐輪台数の確保
(エ)荷さばき施設の整備等		
a 荷さばき施設の整備	・荷さばき車両台数(ピーク時) ・平均的荷さばき処理時間 ・同時作業可能台数	・駐車スペースの確保 ・搬出入車両専用出入口の設置 ・車両数負荷を上回る荷さばき処理能力を有する施設規模の確保
b 計画的な搬出入	・周辺道路の混雑状況 ・搬出入車両の周辺道路への駐車見込み	・計画的な搬出入対策 ・駐車スペースの確保
(オ)経路の設定等		
a 来客自動車	・来客自動車経路の予測 ・周辺生活道路・登下校ルートの確認 ・右折入庫の回避	・経路の適切な設定 ・案内表示、情報提供 ・右折待ち渋滞の抑制 ・原則左折による入出庫
b 搬出入車両	・搬出入車両の運行による混雑の予測	・適切な経路選択 ・登下校時の運行回避、交通整理員配置による安全確保
c バス等公共交通機関の 駐車場	・公共交通機関のための駐車場設置の必要性	・バス乗降スペースの確保
d 交通対策事業への協力	・交通対策事業(パークアンドライド事業等)への協力の検討	・顧客への情報提供、利用促進

イ 歩行者の通行の利便の確保等

配慮すべき事項	予測・勘案事項	主な配慮内容
歩行者の通行の利便の確保等	・周辺の歩行者通路の状況 ・周辺の夜間通過、通行の需要	・施設出入口、通路位置の適切な工夫 ・夜間照明設備の配置

ウ 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

配慮すべき事項	予測・勘案事項	主な配慮内容
廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物に減量化、リサイクルの推進 ・住民に対する情報公開の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の減量化、リサイクルの推進活動の実施 ・住民への周知方法

エ 防災・防犯対策への協力

配慮すべき事項	予測・勘案事項	主な配慮内容
防災・防犯対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災への協力体制 ・地域防犯への協力体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時及び災害発生時における防災への協力 ・敷地内の巡回、営業時間外の駐車場閉鎖等、施設の適切な管理 ・若者の蝟集防止のための対策 ・夜間照明設備の配置

(2) 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

ア 騒音の発生に係る事項

配慮すべき事項	予測・勘案事項	主な配慮内容
(ア)騒音の発生に係る事項		
a 騒音問題に対処するための対応策について	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音に係る一般的な対策 ・荷さばき作業等の騒音への対策 ・騒音発生施設等の騒音対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音発生施設の適切な配置 ・遮音壁、緑地帯設置等の騒音緩和策 ・荷さばき作業所の適切な配置 ・計画的な搬出入対策 ・荷さばき作業等の作業音の低減対策 ・店舗営業宣伝活動に伴う騒音対策 ・低音機器の導入 ・来客車両のアイドリング防止 ・若者の蝟集防止のための対策
b 騒音の予測・評価について	<ul style="list-style-type: none"> ・施設から発生する騒音の総合的な予測、評価 ・発生する騒音ごとの予測、評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な騒音予測 ・騒音に対する適正な対応 ・夜間に発生する騒音への対応

イ 廃棄物等に係る事項等

配慮すべき事項	予測・勘案事項	主な配慮内容
(ア)廃棄物等の保管について		
a 廃棄物の保管について	・保管施設容量の確保(算定式あり) ・保管場所の位置及び構造等	・必要容量の確保 ・悪臭対策、飛散防止対策
b 廃棄物等の処理について	・廃棄物処理、運搬方法	・十分な運搬頻度の確保 ・廃棄物の減量化 ・適正な処理
c その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について	・食品加工場がある場合における調理臭、悪臭防止の関連設備の位置及び構造	・衛生、悪臭の対策

ウ 街並みづくり等への配慮等

配慮すべき事項	予測・勘案事項	主な配慮内容
街並みづくりへの配慮等	・周辺街並みとの調和 ・屋外照明の位置、方向、点灯時間等	・街並みづくりとの整合性 ・「光害」への配慮